

令和元年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

令和元年6月6日(木曜日)

午前9時00分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (11番 小池豊議員 ・ 1番 佐藤文彦議員)

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第 2号 (専決第2号) 喬木村税条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第 3号 (専決第3号) 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 4号 (専決第4号) 平成30年度喬木村一般会計補正予算(第6号)について

報告第 5号 (専決第5号) 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

報告第 6号 (専決第6号) 平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

報告第 7号 (専決第7号) 平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第5号)について

報告第 8号 平成30年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

第7 議案審議

議案第20号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める
ことについて

議案第21号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第1号）

議案第23号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第25号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第1号）

第8 請願

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択
を求める請願書

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、場内の皆様、ご起立ください。傍聴の方もご協力をお願いいたします。

「礼」

ご着席ください。

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第2回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

○議長（下岡幸文） それでは、議事日程に沿って会議を進めていきたいというふうに思います。

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 次に、日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、11番、小池豊君、1番、佐藤文彦君を指名いたします。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3に進みます。会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことにします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

6月4日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から6月24日までの19日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることにいたします。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告7件、請願1件です。

その審査につきましては、報告7件、即決議案1件については、初日本会議で採決を除く議案及び請願については、委員会付託することといたしました。

受理しました請願1件は、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書、この1件は、総務産業建設常任委員会に審議を付託することにいたしました。

次に、6月15日に行われます一般質問の通告締め切りは、6月7日、金曜日、午前10時といたしましたので、申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に記載し、定刻までに通告されますようお願いいたします。

全員協議会は、本日1日限り。議員の全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

予算決算委員会2回目を除く常任委員会は夜間開催となります。審議が終了しない場合は、6月18日を予備日として設定してありますので、あらかじめご了承ください。

なお、最終日本会議に契約決議案件の上程が予定されておりますので、6月18日、予算決算常任委員会終了後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員は参集願います。

今定例会から、議員の申し合わせ2年任期が満了することから、正副議長の選挙及び常任委員会の改選を、最終日本会議議案採決終了後に予定されております。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月24日までの19日間に決定いたしました。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4に進みます。村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、喬木村議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙のところ、全員のご出席をいただき、諸案件につきましてご審議いただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに厚く御礼申し上げます。

今議会は、令和に入って最初の議会となります。改めてこの新しい時代に村がどう進んでいくべきかを、議会の皆様と真摯に議論を深めていきたいと考えております。

今年は、春先の低温の影響からか、桜をはじめくりん草園やポピー園など、開花の時期が遅れたものの、それぞれ見事に咲き誇り、多くの皆様楽しんでいただくことができたのではないかと考えております。

一方で、阿島の大藤については、報道のとおり休園となったことから、惜しむ声が多かったとお聞きしております。村の観光の一翼を担い、歴史もある阿島の藤の再開が叶うよう、関係者の皆さんの取り組みに期待をしたいと考えております。

いちご狩りにつきましては、期間中の入園者は5万2,300人となり、前年を1,500人ほど上回ったとお聞きしております。

期間終了の翌日には、「村民開放デー」として、村内の皆さんに無料でいちご狩りに招待していただきまして、村内外の多くの皆様楽しんでいただけたのではないかとうれしく思っております。

各地の水田では田植えも終わり、初夏のさわやかな風が何とも心地よい季節となりましたが、先日は高温注意報も発令されるなど、熱中症も心配な季節になってまいりました。住民の皆様、議員各位におかれましては、体調管理に充分ご留意いただきたいと思っております。

昨年の猛暑は記憶に新しいところでございますが、議会のご理解によりまして、小中学校のエアコン整備につきましては、早期着手が可能となり、おかげさまで3月の春休み期間中にすべての機材の整備を終えることができました。ご協力に改めて感謝申し上げ、良質な教育環境の中で子どもたちが伸び伸びと勉学に励んでいただければと思っております。

それでは、3月定例会以降、最近の村の情勢について、報告させていただきます。

新年度に入って間もない4月6日、10時9分に出火しました氏乗の林野火災につきましては、村政懇談会でも報告させていただいているとおり、山林など約6ヘクタールを焼損する大きな災害となってしまいました。

消火にあたりましては、県知事を通じて自衛隊や岐阜県防災航空隊の派遣要請をし、上空から65回の散水を行い、地上では広域消防、消防団、地元の皆さんの賢明な消火活動によりまして、翌日7日、9時30分ようやく鎮火となっています。

また、5月11日には、大島で建物火災から山林に延焼する火災が発生しました。建物3棟が全焼し、山林30アールを焼損しています。

被災された関係の皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、消火活動に当たっていただきました関係機関の皆様には、改めて感謝を申し上げたいと思います。

2件の火災は、いずれも乾燥注意報、火災気象情報が出されているときに火災が発生しております。どちらの火災も負傷者が出なかったのは幸いでしたが、今後、消防団や関係機関とも協力し、さらなる予防消防に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、村政懇談会につきましては、今年度も4月22日から6月11日まで村内16箇所で開催をお願いをいたしまして、多くの皆様方にご参加をいただく中、14地区での開催を終えております。

当初予算の概要をはじめ主な事項について説明を申し上げるほか、今年度は地区希望のテーマや課題を事前に上げていただき、それに沿った説明・意見交換を行う取り組みも行っております。それぞれの会場で貴重なご意見やご要望をいただいておりますので、それぞれ検討を進め、今後の村政運営に反映をさせてまいりたいと思っております。

次に、保育園の今後のあり方について、3月議会以降の進捗状況について、ご説明します。

保育園が抱えている課題解決のために、北保育園と中央保育園の統合について作業を進めておりますが、3月上旬に0歳児から5歳児の保護者を対象とした説明会を開催をいたしました。

この説明会では、保育園が抱えている課題とこれまでの検討経過、統合に関するアンケート結果について説明させていただき、統合保育園の建設候補地をお示しし、保育園建設候補地の希望アンケート調査を実施をいたしました。

建設候補地として、中原地区の運動公園テニスコート西側と、馬場地区の中央社会体育館周辺の2箇所を提案をしております。

建設候補地のアンケートですが、対象者の70.6%、166人の方にご回答をいただき、結果は、中原地区を希望する方が70.5%、小川馬場地区を希望する方が28.9%となりました。

4月22日から実施しております村政懇談会におきまして、現保育園の抱える課題を提起し、今日までの協議の経過、建設候補地のアンケート結果について、住民の皆様にご説明を行っております。どの地区でも保育園統合と建設候補地については、おおむねご理解をいただいていると理解をしております。

今後、村政懇談会終了後、7月上旬に住民の皆様、保護者の皆様を対象とした説明会を開催し、ご理解をいただいた上で、統合保育園の建設予定地を決定したいと考えております。

その後に、地権者の皆様のご了解を得た上で、用地測量を行い、今年度中に基本設計と土地収用法による事業認定申請を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、保護者の皆様、住民の皆様のご理解をいただく中で進めていかななくてはならない事業でございますので、ご意見を伺いながら、今後も慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、リニア中央新幹線、三遠南信道の事業進捗について、ご報告いたします。

まず、リニア中央新幹線につきましては、阿島北地区の本線においては、昨年末より用地補償交渉が継続して行われており、現在、地権者の1割程度の方が売買契約を締結されたとお聞きをしております。

交渉の詳細については、当事者間の守秘義務もありますので、承知はしておりませんが、交渉に当たるJR東海や長野県には、移転を余儀なくされる皆さんが充分納得できる対応を、引き続きお願いしていきたいというふうに思っております。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードにつきましては、4月3日に付帯工事の安全祈願祭を開催し、工事に着手をいたしました。

現在、耕土のすき取り等を中心に工事が進められています。今後、水路工や調整池工など、コンクリート構造物の工事に移行するにつれまして、工事用車両の増加が予想されております。引き続き施工業者、JR東海とともに安全な現場管理に努めてまいります。

ガイドウェイに至る村道の新設改良工事につきましては、概略設計による長野県及び長野県公安委員会との協議が終わりまして、詳細設計を作成後、細部について協議することとなっています。協議が終了しましたら、地権者の皆さん、地域の皆さんに

事業説明を行っていく予定となっております。

造成工事につきましては、J R 東海より秋以降に実施するスケジュールが示されていますが、どこから土砂を搬入するかについては、まだ明らかになっておりません。

J R 東海より搬入先が示されましたら、搬入ルートにおける交通安全対策等検討、協議をしてみたいと考えております。

続いて、三遠南信自動車道について、ご報告いたします。

飯喬道路 2 工区につきましては、天龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジ間の今年度中の開通に向けて工事が進められております。これにより、中央自動車道から飯田上久堅・喬木富田インターチェンジまでが直結することとなり、その整備効果の本村への波及が期待されるところであります。

沿線の皆さんからは、秋の観光シーズンに間に合うよう開通してほしいとの要望も強いことから、その期待に応えるべく、飯田国道事務所を中心に取り組んでいるところでございます。

そのほとんどが村内ルートとなります飯喬道路 3 工区につきましては、現在、本線工事 4 箇所、工事用道路工事 5 箇所、計 9 箇所の工事が着工されているところであります。今年度中には、さらに本線工事 4 箇所、工事用道路 6 箇所、計 10 箇所の工事が発注予定であり、いよいよ建設事業の中心が喬木村となってまいります。

3 工区においては、急峻な地形によりトンネルが 11 箇所、橋梁が 9 箇所計画されており、開通までにはまだまだ時間を要します。しかし、毎年、当初・補正を合わせて 50 億円余の予算付けがなされていることから、今後も順調な事業進捗を期待するところで、地元として円滑に工事が進められるよう、協力してみたいと考えております。

南部地域の皆さんには、工事用車両の通行等ご迷惑をおかけするところでございますが、一日も早い開通を目指して、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、豚コレラへの対応について、報告いたします。

先月 15 日には、岐阜県中津川市で県境である阿智村境から約 2 キロ地点で、また、30 日には、恵那市におきまして根羽村境から約 7 キロの地点で、豚コレラに感染した野生イノシシがそれぞれ確認されております。

これによりまして、阿智村及び根羽村の一部は、より厳重な豚コレラ検査が必要な調査対象区域となったほか、国においては、豚コレラの蔓延を防ぐため、長野県、三重県、滋賀県でも野生イノシシへのワクチン入りの餌の散布を検討することとなりま

した。

こうした状況の中、県並びに市町村におきましては、危機意識が非常に強まっており、早急に対策を講ずる必要があることから、南信州地域振興局管内の養豚場を防護柵で囲い、野生動物侵入対策を実施するとともに、事業費については、県並びに市町村が2分の1ずつを負担し、速やかに実施が図れるよう対応策が決定されたところであります。

本村におきましても、ふるさと納税返礼品で村のブランド豚の取り扱いを一時休止するなど、少なからず影響が出ております。

今議会において、本事業に係る補正予算案をお願いしてございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険税について申し上げます。

国民健康保険につきましても、昨年度、制度改正が行われまして、県一元化がスタートをいたしました。懸念事項であった県への納付金につきましても、税率を引き上げることなく賄うことができました。

医療費につきましても、年度末にかけて急激に増加し、補正予算により対応することとなりましたが、対象経費は全額県交付金により措置されるため、結果として、安定した財政運営を行うことができたというふうに思っております。

今年度につきましても、県納付金は、昨年度に比べ増額となっておりますが、税率については据え置いたまま、歳入を確保できる見通しが立ったため、令和元年度の国保税率につきましても、税率を据え置くよう国保運営審議会に諮問し、可とする答申を過日いただいたところでございます。

年度末から本年度当初にかけて医療費が増加しており、また、県納付金の激変緩和措置が年々縮小する中、将来的には、国保税率の見直しには着手せざるを得ない状況ではありますが、重症化予防の取り組みの強化等を通じ、医療費の抑制に今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

これからも医療費の伸びについては、注視していくということになります。

次に、広域連合で検討されております、リニア時代に向けた新施設の整備に関する検討について、ご報告をさせていただきます。

新施設整備に関する基本的な考え方は、アリーナ機能を中心とした複合施設を目指すこととし、過日、広域連合で承認されたところであります。

今後、住民説明会、パブリックコメントを行うこととし、具体的には、今月発行の

広報誌「すきです南信州」においてパブリックコメントを、6月22日、エス・バードにて住民説明会、意見聴取を行うこととしております。

本村におきましても、施設候補地として堰下地区を登録しておりますので、関心を持って経過を見守りたいと思っております。

また、リニア駅近郊エリアのまちづくり構想の策定について、長野県、広域連合、飯田市、北部5町村がテーブルに着いて、駅周辺の面的整備、知的対流拠点の整備に連携して取り組むための予算が、県議会で承認されたことを過日ご報告をいたしました。が、伊那谷自治体会議において、上伊那より若干疑義が出されたため、立ち上げが遅れております。

この事業の趣旨は、リニア駅が飯田市中心部ではなく周辺町村に近い立地であることから、地域一体となって駅周辺の面的整備に取り組むたいとの趣旨を、知事からご報告をいただき、本村としましても、駅直近の村として早急にこの検討組織を立ち上げ、議論を深める中で、その成果を大いに期待していきたいというふうに思っております。

それでは、本議会に報告、提案させていただきます議案について、概略を説明させていただきます。

報告案件につきましては、条例2件、補正予算4件、繰越明許1件の計7件になります。

報告第2号、喬木村税条例の一部を改正する条例の制定及び、報告第3号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものになります。

税条例につきましては、軽自動車税及び個人住民税関係の法改正を行っており、国民健康保険税条例につきましては、課税限度額及び低所得者の負担軽減措置の改正となっております。

報告第4号から報告第7号までは、平成30年度一般会計及び3特別会計の補正予算を専決処分させていただいた内容になります。

報告第4号の一般会計専決補正予算につきましては、4,250万1千円を追加し、総額38億5,616万8千円となっております。

歳入におきましては、村税、特別交付税、その他収入漏れのないよう、最終確認と精算を行うとともに、村債の臨時財政対策債につきましては、起債を見送ることいたしました。

歳出につきましても、各事業の最終調整を行いまして、差額については、公共施設整備基金1億3,000万円の積み立てを行い、残りは翌年度の繰越財源として予備費に計上したものが主な内容となります。

報告第5号から7号までの各特別会計専決補正予算につきましても、それぞれ精算によるものでありまして、国保特別会計は、療養給付費が増えたことによる増額補正を行い、後期高齢及び介護保険特別会計が減額補正予算となります。

このうち介護保険特別会計においては、余剰金のうち2,000万円を介護給付費準備基金へ積み増しております。

報告第8号、平成30年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、リニア関連整備事業1億5,059万9千円ほか合計7事業、2億4,311万2,040円を今年度に繰り越した報告となります。

議案につきましては、人事案件1件、条例1件、補正予算5件の計7件でございます。

議案第20号、喬木村固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、任期満了となりました1名の方の再任をお願いするものです。

議案第21号につきましては、消費税増税に関連し、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うための改正となります。

議案第22号から26号は、各会計の補正予算となります。

議案第22号、喬木村一般会計補正予算（第1号）につきましては、916万3千円を追加して、総額36億3,916万3千円とするものになります。

歳入では、国からのプレミアム付き商品券事務費補助金359万円、コミュニティ助成事業助成金の交付決定により250万円等を計上しております。

歳出では、4月の人事異動等に伴う人事経費の計上のほか、コミュニティ助成事業の採択に伴う助成金250万円、プレミアム付き商品券事業359万2千円、豚コレラ対策補助金200万円、氏乗林野火災等対応に関する災害対策経費136万5千円、奨学金貸付基金への繰出金200万円等を計上しております。

議案第23号、喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、150万円を追加して総額5億4,650万円とするもので、退職被保険者等高額療養費の計上となっております。

議案第24号、喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、153万3千円を追加して総額7億8,653万3千円とするもので、人事異動等に伴う人事経費

及びシステム改修経費等を計上させていただいております。

議案第 25 号、喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出額について 227 万 5 千円を追加して、合計 1 億 9,927 万 5 千円とするもので、4 月の人事異動等に伴う人事経費の計上になります。

議案第 26 号、喬木村下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、資本的収入額に 2,562 万 6 千円を、資本的支出額には 2,800 万円をそれぞれ計上するもので、富田浄化センターの機能強化工事に関する計上となります。

各案件とも、後ほど担当課長等より説明をさせますが、慎重審議の上、全案件ご承認いただきますようお願い申し上げます。

さて、本議会は、議員申し合わせによる 2 年の任期最後となり、最終日には正副議長の改選並びに委員会構成の再編が予定されているとお聞きをしております。

この 2 年間、喬木村議会におかれましては、議会改革のためのさまざまな試行や取り組みを行い、議員のなり手不足解消のための挑戦を続けてこられました。この取り組みは全国で大きな反響を呼び、数多くの団体が視察研修に本村に来村されるなど、注目される議会となりました。改めて議会の取り組みに敬意を表します。

近隣自治体では、議会改革を巡って、議会と首長との間に深刻な溝が生まれつつあるような報道も目にいたします。

本村議会での取り組みは、徹底した情報開示のもと、執行側の行政と審査側の議会との間に齟齬がないよう、慎重かつ丁寧に議論を進められてきたため、結果はどうか分かりませんが、多くの皆様から評価されるに至ったと考えております。

新たな議会構成のもとで、どのような検証がされるかは、これからのこととなりますが、究極の目標は、村民の皆様の安心、安全、豊かな暮らしを実現することだと思っておりますので、喬木村運営のための二元代表である議会と行政が車の両輪となって、新たなむらづくりのために前へ前へと歩むために、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上申し上げます、私の 6 月定例会招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第 5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 5 に進みます。諸般の報告。

◇ 1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

4月18日、議会モニターと議会との懇談会を開催いたしました。

5月15日、北部ブロックの町村議会正副議長、事務局長にお集まりいただきまして、今年度当番村として、今年度の事業計画につきまして検討をしております。

5月23日、高森町議会の皆さんと研修会を行いました。内容的には、喬木で行っています議会モニター、高森町で行っています一般質問等に関する研修会の内容について、報告しながら意見交換を行いました。

5月28日、全国町村議会正副議長研修会で事例発表を行っております。

次に、議案等の受理であります。本定例会に提出されました案件は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

◇ 2 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請してあります。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 次に、日程第6に進みます。日程第6、報告。

◇ 報告第2号（専決第2号）喬木村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 報告第2号、（専決第2号）喬木村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 年号のことなんですが、平成31年5月以降というのは令和であるべき

だと思うんですけども、それがあえて直っていない理由は何なんでしょうか。

○議長（下岡幸文） 城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） お答えいたします。

今専決条例につきましては、平成31年3月31日専決してございます。

したがって、令和ではございませんので、表記といたしましては、すべて平成ということで統一、これは全国的ですが、統一させていただいております。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 今後、訂正される予定はあるんですか。

○議長（下岡幸文） 城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） 平成も有効ということで、国の方の決定もございますので、今後修正することはございません。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

地方税法の改正ということなので、内容についてということではないんですが、1点ちょっとご確認させていただきたいと思います。

軽自動車税に関してなんですが、先ほどの説明の中の環境性能割については、1%軽減するというようなことで、それに係る減収分については国の方から補填されるという、これは1年ということなので、1年経てばまた元通りになるというようなことで理解をしますが、種別割の方の軽自動車税、これは既に29年から軽減の措置がされておるというような中で、これについて減収の部分は発生して、今後も発生するのではないかなというふうに予想するんですが、これについて、何か補填というような措置がされておるのかどうかというのを確認させていただければと思います。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） これにつきましては、今のところ減収の補填措置がないものというふうに理解をしておるんですが、ちょっとすいません。はっきりといまお答えができないので、後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦）　お願いします。

○議長（下岡幸文）　ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　異議なしと認めます。

以上で、報告第2号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第3号（専決第3号）喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文）　続いて、報告第3号、（専決第3号）喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘）　（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）　報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第4号（専決第4号）平成30年度喬木村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第4号、（専決第4号）平成30年度喬木村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 議席番号3番、福澤真理子です。

31ページの予防接種事業経費についてにお聞きしたいと思います。

件数の減の実績による修正ということですが、この内容は、以前にもお聞きしたんですが、必要でもやらないというか、受けないという方もあるというふうにお聞きしていますが、必要な方が受けないというのか、受ける人数が元々少なくなっているのかというあたりで、ご説明をお願いします。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 予防接種の減につきましては、接種対象者の減によるところが大きいものとなっております。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 41ページの災害対策費のところですが、ここで災害対策防災管理ですかね、ブロックの撤去とかというところがあるかと思うんですが、ブロックの撤去とか新設については、今年度内というふうには承知しておりますが、間違いはないですか。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 確認しますが、ブロックの補助金の制度が今年度で終わってしまうかどうかですね。そうではなくて、もう1年、3年間の補助対象となっておりますので、令和2年度までということをお願いします。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） ブロックが今年度減になっているんですけども、村内どんなふう
に点検が進んでいるかとか、まだ危険な箇所があるのではないかなあというふうに思
っているんですけども、そのあたりは、個々に任せるとするか、そういう形でしか
対策は取れないのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） ブロック塀の点検につきましては、各個人をお願いしております。
ただ、通学路ですとか、そういうところにつきましては、PTAの皆さんとかが点検
をしまして、また個人の方をお願いする場合、また教育委員会の方へ連絡してもら
う場合もあると思います。

村の方としましては、こういう危険があるということを、広報ですとかで説明して、
ぜひその補助金を使うことで撤去の推進をしていきたいということで、制度設定をし
ております。制度がないことがわかってない人はまだおりますので、引き続いて広報
を今年度もやることにしておりますし、区会連絡会ですとか、そういうときにも改め
て周知しております、撤去の方が進むといいなと思っております。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、承認することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時30分

○議長（下岡幸文） 休息を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 報告第5号（専決第5号）平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（下岡幸文） 報告第5号、（専決第5号）平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第6号（専決第6号）平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第6号、（専決第6号）平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第7号（専決第7号）平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（下岡幸文） 報告第7号、（専決第7号）平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第8号 平成30年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第8号、平成30年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、承認することに決定いたしました。

==== 日程第 7 議案審議 ====

○議長（下岡幸文） 次に、日程第 7、議案審議に進みます。

◇ 議案第 20 号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（下岡幸文） 議案第 20 号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案第 20 号の案件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、直ちに説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議案第 20 号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、ご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員で構成をされておまして、今回、そのうちの1名が任期満了による改選期を迎えてくるということになります。

3人の方それぞれ1年ずつずれておまして、毎年、固定資産の評価委員の選任をお願いすることになろうかと思っています。

今回お願いをしますのは、喬木村阿島、矢澤輝雄さんでございます。

矢澤さんにおかれましては、平成16年から6期、固定資産評価審査委員としてお務めをいただいておりますが、ご職業柄、喬木村の土地の動向に非常に詳しい、地価の動向にも詳しい、また、建物の状況についても大変熟知をされているということで、大変適任な方だというふうに思っております。

今回お願いいたします案件は、委員の任期は、令和元年6月28日からの3カ年ということで、7期目となりますが、まだお若いのでしっかりやっていただけるというふうに思っております。

ぜひご承認をお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

この採決は、申し合わせによりまして、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第20号について、原案どおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立者多数)

○議長(下岡幸文) 起立者多数です。

ありがとうございました。

よって、議案第20号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

◇ 議案第21号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第21号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 22 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 22 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 23 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 23 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第24号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(下岡幸文) 議案第24号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第25号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(下岡幸文) 続きまして、議案第25号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長(福澤博之) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第26号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(下岡幸文) 次に、議案第26号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長(福澤博之) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第8 請願 ===

○議長(下岡幸文) 続いて、日程第8、請願に進みます。

◇ 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
請願書

○議長（下岡幸文） 請願第 1 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題といたします。

ここで、紹介議員より説明を求めます。

後藤澄壽君。

○5 番（後藤澄壽） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書。

請願の趣旨、アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の 4 割に達し、労働者の 4 人に 1 人が年収 200 万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2016 年の出生率も 1.44 と少子高齢化がさらに進み、“貧困の連鎖”も深刻な社会問題になっています。

2018 年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給 985 円、長野県 821 円、最も低い地方は 761 円です。毎日フルタイムで働いても月 11 万～14 万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で 224 円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年 3 %程度引き上げて、加重平均で 1000 円をめざす」として、最低賃金の引き上げをすすめています。しかし、年 3 %の引き上げでは、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした 2010 年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意の実現は不可能です。

最低賃金を改善することと同時に、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することも必要です。

最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、地方自治法第 99 条に基づく国に対する意見書を提出していただけるよう請願します。

以上。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長(下岡幸文) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時13分